質 問 第 六 五 三 号平成二十一年七月八日提出

質問主意書

外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」の同省における取り扱いに関する

提出者 鈴木宗男

外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」 の同省における取り扱いに関する

質問主意書

「政府答弁書一」 (内閣衆質一七一第六〇三号)及び 「政府答弁書二」 (内閣衆質一七一第五三九号)を

踏まえ、質問する。

と接触する際にどの様に対応するか、そのマニュアル等について記した文書(以下、「対応マニュアル」 外務省が作成した、 「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」との題の、同省職員が当方

することはないことが過去の答弁書において明らかにされている。 また、二〇〇六年度、二〇〇七年度、 という。)につき、それにある規定を同省職員が守らなかった際、

何らかの注意をしたり罰則を科したり

二〇〇八年度、二〇〇九年度に同省に入省した新人職員または中途採用職員等、 右の年度に新たに入省し

た職員全員に対し、「対応マニュアル」の周知は行われていないことも明らかにされている。 右の 理由に

ついて「政府答弁書二」では 「御指摘の文書(以下「文書」という。)は、 外務省として『政』と『官』

との適切な関係を維持していくための方針として取りまとめたものであり、 文書を必要とすると考えられ

る外務省職員を想定して作成し、必要に応じて告知したものである。 それ自体が個々の外務省職員に対す

意書で、 必要とすると考えられるか否かについて個別具体的な状況を踏まえて検討する必要があるため、外務省と 員を指しているのかと問うたところ、「政府答弁書一」では「御指摘の文書(以下「文書」という。)を ル」を作成する際に、 して一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。では同省として、 る職務上の命令としての性質を有するものではない。」との答弁がなされていることを受け、 右答弁にある「文書を必要とすると考えられる外務省職員」とは、 どの様な「個別具体的な状況」及び 「文書を必要とすると考えられる外務省職員」 具体的に同省におけるどの 「対応マニュア 先の 質問主

は ま 11 11 ないと判断した根拠はなにか。 ないとの答弁がなされているが、同省として、右の職員に対して「対応マニュアル」の告知をする必要 たは中途採用職員等、 ない。」と、二○○六年度、二○○七年度、二○○八年度、二○○九年度に外務省に入省した新 「政府答弁書一」では、 右の年度に新たに入省した職員のうち、「対応マニュアル」の告知を受けた者は 「御指摘の年度に新たに入省した職員のうち、 御指摘の告知を受けている者は 人職員

を想定していたのか、

具体例を一つ挙げられたい。

「対応マニュアル」に「なお、 先方と何らかの接触・やりとりがあった場合には、 その内容を文書にし

 \equiv

具体的· る。 等についてお答えすることは困難である。」との答弁がなされていることに関し、 総務課を通じ大臣に報告することと想定していたのか、 とりがあった時のうち、どの様な場合に限り、 個 答えすることは困難である。 の答弁書で うことなのか、 て例外なく官房総務課に報告し、 別具体: の記録を残していないのはなぜか、そもそも同省において報告の記録を文書として作成していないとい では では同省として、 な事情」 的 「お尋ねについては、 な事情』 「例えば とは何を指しているのかと問うたところ、 または、作成していたが既に破棄したということなのかと問うたところ、 は様々であるため、 口頭によって行われた報告もあり、 「対応マニュアル」を作成する際に、 」との答弁がなされている。 御指摘の 官房総務課を通じ大臣に報告する。」との記述がある。 『報告』 概にお答えすることは困難である。 その内容を文書にして例外なく官房総務課に報告し、 の個別具体的な事情によって様々であるため、 その具体例を一つ挙げられたい。 記録が残されていないため、 先の質問主意書で、右答弁の 「政府答弁書一」では 同省職員と当方との間で何らかの接触 「御指摘 との答弁がなされてい 外務省として、 お 尋 「『報告』 右につき、 0 「政府答弁書 ね \neg 0 「報告」 概にお 右 『件数』 ・やり 0 官房 過去 個別 っ 報 0

先の質問主意書で、 ①平成三年から十三年までの間、 外務省として、 同省の予算確保につき、 当方に陳

匹

は して、 験が廃止されたが、外務省として、 情した、 いう動きが見られたが、 玉 いう名称を残すべく、 橋本龍太郎 からは確認できず、 お な の特命全権大使の総数のうち三分の一を、 右六点について記憶している職員がいないかどうかを調べ、それらの者に問いただした上での答弁 尋ねについては、 41 右を阻止すべく、 か、 ②平成三年から十三年までの間、 が行われる際、 また、 内閣にお 右の事実を記憶している同省職員はい いって、 当方に陳情した、④「行革」に際して、外務省におけるかつての外務公務員Ⅰ種試 お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右答弁は、 御指摘の時期から既に相当の年月が経過しており、 外務省として、 当方に陳情した、 我が国の 外務省の名称を「外政省」とする動きが見られたが、外務省として、 の中央省庁体制を現在の一府十二省庁とする行政改革 右試験制度を残すべく、当方に陳情した、⑤「行革」に際して、 右を阻止すべく、 ⑥平成十年から十一年にかけて、 外務省として、 民間の人材から登用するという動きが見られたが、 ないかと問うたところ、 当方に陳情した-の六点につき、 同省職員の定員増につき、 外務省において保管している文 外務省内の局や課を減らすと 「政府答弁書一」 当方に陳情した、 (以下、 その様 同省におい 外務省と 外務省と な事実 では 我が 3

四

五 四の答弁が、 外務省において、四で挙げた六点について記憶している職員がいないかどうかを調べ、そ

れらの者に問いただした上での答弁であるならば、どの者に対して問い合わせがなされたのか、 その官職

氏名を全て挙げられたい。

六

平成九年度から十二年度にかけて、外務省大臣官房長、 審議官の任にあった者は誰か明らかにされた

61

七 六の者の現在の官職は何か明らかにされたい。

八 四の六点に関し、六の者はどの様な見解を有しているか、 本人に確認した上で明らかにされたい。

右質問する。